

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第58号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修了の認定及び修了証書の授与)</p> <p>第12条 普通課程の各学年の課程又は短期課程の修了の認定は、教育計画において各訓練科ごとにあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80パーセントに相当する時間（学科及び実技を一体で訓練する訓練科にあっては、教育計画においてあらかじめ定めた学科及び実技の訓練時間の合計の80パーセントに相当する時間）以上を生徒が履修し、かつ、試験の結果、生徒の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に、校長が行う。</p> <p>2 校長は、普通課程又は短期課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。</p>	<p>(修了証書の授与)</p> <p>第12条 校長は、所定の課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。</p>
<p>(処分)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、生徒が納付すべき額の授業料を納付すべき期限までに納付しないときは、当該授業料に係る期又は月の初日から授業料が納付される日の前日までの間、当該生徒に出席の停止を命ずる。</p>	<p>(処分)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(授業料の納付)</p> <p>第16条 普通課程の生徒（第11条第2項の規定により入学を許可された者を含む。以下同じ。）は、各年度に係る授業料を、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあっては<u>前年度の3月20日</u>までに、後期にあっては<u>9月20日</u>までにしなければならない。</p>	<p>(授業料の納付)</p> <p>第16条 普通課程の生徒は、各年度に係る授業料を、前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあっては<u>4月30日</u>までに、後期にあっては<u>10月31日</u>までにしなければならない。</p>

3 校長は、入学年度の前期に係る授業料の納付について、入学の試験の日程上、前項に規定する期限により難いときは、これを変更することができる。

(授業料の減免)

第17条 略

2 知事は、第14条第3項の規定により出席の停止を命じた生徒の授業料について、月の初日から末日までの全期間にわたって出席の停止を命じた月があるときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に当該月の月数を乗じて得た額を減額する。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の分納)

第18条 知事は、特別の事由があると認める生徒に対し、授業料の分納を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者は、授業料を4月から翌年3月までの12月に区分して納付するものとし、各月において納付する額は、年額の12分の1に相当する額とする。

3 前項の規定による授業料の納付は、各月の前月20日までにしなければならない。

4 校長は、入学年度の4月に係る授業料の納付について、入学の試験の日程上、前項に規定する期限により難いときは、これを変更することができる。

5 前各項に定めるもののほか、授業料の分納に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の減免)

第17条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であると認める生徒に対し、授業料を減免することができる。

2 授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の分納及び納付の猶予)

第18条 知事は、特別の事由があると認めるときは、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 授業料の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第14条第3項及び第16条から第18条までの規定は、平成21年度に高等技術学校の普通課程に入学する者から適用する。